

第百六十八回国会

参議院厚生労働委員会会議録第五号

平成十九年十一月十五日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

十一月二日

辞任

坂本由紀子君

補欠選任

若林 正俊君

十一月五日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

柳澤 光美君

十一月六日

辞任

柳澤 光美君

補欠選任

櫻井 充君

十一月八日

辞任

山本 博司君

補欠選任

澤 雄二君

十一月九日

辞任

澤 雄二君

補欠選任

山本 博司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岩本 司君

家西 悟君

谷 博之君

蓮 舫君

衛藤 晟一君

渡辺 孝男君

足立 信也君

大河原雅子君

風間 直樹君

小林 正夫君

櫻井 充君

津田弥太郎君

本日の会議に付した案件

○労働契約法案第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付

○最低賃金法の一部を改正する法律案第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付

○身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

衆議院議員

厚生労働委員長

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

事務局側

常任委員会専門員

松田 茂敬君

中村 哲治君

森 ゆうこ君

石井 準一君

石井 みどり君

岸 宏一君

島尻安伊子君

中村 博彦君

西島 英利君

南野知恵子君

山本 博司君

小池 晃君

福島みずほ君

茂木 敏充君

細川 律夫君

田村 憲久君

外添 要一君

岸 宏一君

松田 茂敬君

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、第百六十八回国会衆議院送付)

○委員長(岩本司君) たいだいまから厚生労働委員会を開会いたします。(発言する者あり) 御静粛にお願いします。

委員の異動について御報告いたします。(発言する者あり) 御静粛にお願いします。昨日までに、坂本由紀子君が委員を辞任され、その補欠として若林正俊君が選任されました。(発言する者あり) 御静粛にお願いします。

○委員長(岩本司君) 労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案について、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。外添厚生労働大臣。

○国務大臣(外添要一君) たいだいま議題となりました労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働契約法案について申し上げます。

就業形態や就業意識の多様化等が進み、個別労働関係紛争が増加しているという状況の下で、労使双方が安心、納得した上で多様な働き方を実現できるよう、体系的で分かりやすいルールを整備することが重要な課題となっております。

このため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が円滑に継続することを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するための基本的なルールを法制化するため、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、労働契約に関する原則について、労働契約は労働者と使用者が対等の立場により締結、変更すべきものであること等を定めることとしております。

第二に、労働契約の成立及び変更に係るルールについて、労働契約は、労働者及び使用者の合意によって成立し、又は変更される旨を明確にすることとしております。その上で、現に広く用いられている就業規則と労働契約との関係を明らかにすることとしております。具体的には、使用者が、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益になるように労働契約の内容を変更することができない旨を定めるとともに、就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を周知させ、かつ、就業規則の変更が合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、変更後の就業規則に定めるところによるものとするとしております。

第三に、使用者の権利の濫用に当たる出向命令や懲戒は無効となることを明確にすることとしております。

第四に、期間の定めのある労働契約について、使用者は、必要以上に短い契約期間を定めた上で反復更新することのないよう配慮しなければならぬこと等を定めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっております。このため、最

低賃金制度について、社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、地域別最低賃金については、あまねく全国各地域について決定されなければならないこととするともに、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするとしております。

さらに、地域別最低賃金の実効性を確保する観点から、その不払に係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしております。

第二に、産業別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を契機として決定されるものとし、最低賃金法の罰則は適用しないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。これらの法律案につきまして、衆議院において修正が行われたところであり、何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本司君) 次に、労働契約法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員細川律夫君から説明を聴取いたします。細川律夫君。

○衆議院議員(細川律夫君) ただいま議題となりました労働契約法案に対する衆議院における修正につきまして、その内容を御説明申し上げます。第一に、目的を規定する第一条について、「労働契約が合意により成立し、又は変更される」とい

う合意の原則及び労働契約と就業規則との関係等」とあるのを「労働契約が合意により成立し、又は変更される」という合意の原則その他労働契約に関する基本的事項」に改めるものとする。

第二に、労働契約の原則を規定する第三条に、「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」という均衡待遇についての原則の規定及び「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」という仕事と生活の調和についての原則の規定を追加すること。

第三に、労働契約の内容の理解の促進を規定する第四条第一項について、「締結し、又は変更した後の労働契約の内容」とあるのを「労働契約の内容」に改めるものとする。また、同条第二項について、「労働契約の内容」とあるのを「労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)」に改めるものとする。

第四に、労働者の安全への配慮を規定する第五条について、「労働契約により」とあるのを「労働契約に伴い」に改めるものとする。

第五に、第七条の見出しを削るとともに、同条について、「労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において」を加え、「就業規則を労働者に周知させた場合」とあるのを「就業規則を労働者に周知させていた場合」に改めるものとする。

第六に、出向を規定する第十四条について、第二項を削除するものとする。

第七に、期間の定めのある労働契約を規定する第十七条第一項について、「やむを得ない事由がないときは」とあるのを「やむを得ない事由がある場合でなければ」に改めるものとする。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○委員長(岩本司君) 次に、最低賃金法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴取いたします。田村憲久君。

○衆議院議員(田村憲久君) ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その内容を御説明申し上げます。

地域別最低賃金の原則に係る規定について、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするものであります。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(岩本司君) 以上で趣旨説明の聴取及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。修正案提出者は御退席されて結構でございます。

○委員長(岩本司君) 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案について、提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から順次趣旨説明を聴取いたします。茂木敏充君。

○衆議院議員(茂木敏充君) ただいま議題となりました両案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

まず、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。身体障害者補助犬法は、平成十四年に議員立法によって制定されたものであり、盲導犬、聴導犬及び介助犬を補助犬として規定し、それらの訓練を育成を促進するとともに、公共施設等での受入れ

を義務付けることによって、身体障害者の方々の自立と社会参加の促進に大きな役割を果たしてきております。

同法は、公共施設や公共機関、不特定多数の者が利用する施設においては、原則として身体障害者補助犬の同伴を拒むことができないと規定しております。しかし、身体障害者の方々から、補助犬の同伴を拒否される場合が依然として多いため、補助犬の受入れを義務付ける範囲を拡大してほしい等の要望がありました。また、受入れ側の方々からも様々な意見がありました。

本案は、こうした要望等を踏まえ、慎重に検討した結果、補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、補助犬の受入れ義務の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、障害者雇用事業主は、その事業所等に勤務する身体障害者が当該事業所等において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないものとする。

第二に、身体障害者補助犬の同伴又は使用に際し、身体障害者又は施設等の管理者は都道府県知事に対し苦情を申し出ることができるものとし、都道府県知事は相談に応じ必要な助言、指導等を行うものとする。

なお、本案は、一部を除き、平成二十年四月一日から施行することとしております。

次に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

終戦直前の昭和二十年八月九日のソ連軍の対日参戦により、国策として旧満州地区に居住していた開拓団等の人々は、未曾有の恐怖と混乱に襲われました。飢餓、疾病などの中で筆舌に尽くし難い逃避行を強いられ、数多くの犠牲者が生まれ、また、家族離散という悲惨な状況に陥りました。この中で、多くの幼子たちが肉親と離れ離れになり、中国の大地に残されました。中国人に

育てられることになった孤児や、生活の手段を失つて中国人の妻となつた方など、中国に残留することを余儀なくされた邦人は、その後も中国国内における厳しい対日感情や文化大革命等の激動の歴史の中で、戦後の高度経済成長の中で生活をしてきた我々には想像も付かない御苦労をされてきました。

これらの中国残留邦人は祖国への切なる思いを抱きつつも、中国との国交正常化まで長期間を要したことに加え、その後の引揚げも必ずしも順調ではなく、帰国の時期が大幅に遅れた方々も多かったものであります。さらに、幼少期に日本の教育を受ける機会がなかったために、ほとんどの人は日本語ができず、帰国後においても言葉の壁が厚く、また、生活習慣の違いも大きく、安定した職を得ることは極めて困難でありました。このため、日常生活に多くの支障を来しているだけでなく、老後の生活の安定や備えができない状況にあります。

これまで、政府においても様々な自立支援策を講じてきましたが、結果としては残念ながら十分な成果を上げたとは言えません。このため、人間としての尊厳と老後の生活の安定を二つの柱として、新たな支援策を講じることとし、中国残留邦人の方々が日本に帰つてきて良かったと思えるように、また、人間として、日本人として尊厳を持てる生活を確保できるようにするものであります。

本案は、永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者に対して、支援策の具体化に必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国が一時金の支給を行うとともに、帰国前及びそれ以降の国民年金の被保険者期間の保険料を一時金から本人に代わって追納し、満額の老齢基礎年金等を支給できるようにすること。

第二に、満額の老齢基礎年金の支給等を補完する措置として、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に、支援給付を行うこと。

第三に、一時金及び支援給付について、譲渡等の禁止及び非課税の措置を講ずること。

第四に、訴訟に関し猶予された費用については、特別措置を講ずること。

なお、本案は、一部を除き、平成二十年一月一日から施行することとしております。

以上が、両案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本司君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。(発言する者あり)

茂木委員長は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(岩本司君) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。舩添厚生労働大臣。

○国務大臣(舩添要一君) ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護福祉士・社会福祉士制度については、認知症である方に対する介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応やサービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務の拡大など、近年の福祉ニーズの多様化、高度化への対応が求められております。このような中で、介護福祉士、社会福祉士について資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義、義務や資格の取得方法等を見直すこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護福祉士の行う「介護」を「入浴、

排泄、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直すこととしております。

第二に、個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者及び医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、介護福祉士、社会福祉士がその業務を行うに当たつての義務に係る規定を見直すこととしております。

第三に、介護福祉士、社会福祉士の資質の向上を図るため、介護福祉士については、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形でその資格取得方法を一元化するとともに、社会福祉士については、福祉現場における高い実践力を有する人材を養成するための資格取得方法の見直しを行うこととしております。

第四に、社会福祉士の任用、活用の促進を図るため、身体障害者福祉司等の任用の資格に社会福祉士を追加することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十四年四月一日としております。なお、介護福祉士の資格を取得するために新たに国家試験を受験することとなる介護福祉士の養成施設の卒業生については、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましても、第百六十六回国会において、参議院で、「政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との検討事項を附則に追加する旨の修正が行われたところであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十九分散会

十一月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、後期高齢者医療制度、七十歳から七十四歳の医療費二倍化の中止に関する請願(第四三〇号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第四三一号)(第四三二号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第四三三三号)(第四三三四号)(第四三三五号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第四三六号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第四三七号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第四三八号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第四四六号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第四四七号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第四四八号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第四四九号)(第四五〇号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第四五五号)(第四五六号)

一、じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願(第四六〇号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第四六四号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第四六五号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第四六六号)

一、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願(第四六七号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第四六八号)

一、じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)

一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第四八八号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第四九二号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第四九三号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第四九四号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第五〇五号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第五〇九号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第五一〇号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第五一一号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第五一二号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第五一五号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第五一六号)

一、医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもっとお金を使うことに関する請願(第五一七号)

一、じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願(第五二五号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確証書早期履行に関する請願(第五三二号)(第五三三号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第五三四号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確証書早期履行に関する請願(第五三五号)(第五三六号)

機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第五二五号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確証書早期履行に関する請願(第五三二号)(第五三三号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第五三四号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確証書早期履行に関する請願(第五三五号)(第五三六号)

第四三〇号 平成十九年十月十九日受理

後期高齢者医療制度、七十歳から七十四歳の医療費二倍化の中止に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別南二ノ二八ノ一 二 上野誠司 外一万二千三百一

名 紹介議員 紙 智子君

後期高齢者医療制度は、七十五歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、介護保険料と合わせて月額一万円を超える負担を押し付け、保険料を滞納した者からは保険証を取り上げる一方で、高

齢者を健診制度の枠外として、診療報酬を現役世代から切り離し別建てにすることで、必要な医療が受けられなくなるものである。正に高齢者を医療から遠ざける、世界に類を見ない年齢による差別医療の導入である。さらに、現役世代に高齢者医療を支える特定保険料として新たな負担を持ち込もうとしており、国民に負担を強いる悪法である。後期高齢者医療制度の実施を中止し、現行制度の下で高齢者も若者も必要な医療が受けられるよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。

二、七〇〜七四歳の医療費二倍化(二割負担)をやめること。

三、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

第四三一号 平成十九年十月十九日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 鳥取県米子市河崎一、七四〇ノ一 九 松本拾 外三千八百八十八名

紹介議員 川上 義博君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三二号 平成十九年十月十九日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 宮崎県延岡市平原町二ノ一、四二一ノ一 赤坂彦四郎 外六百六十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三三号 平成十九年十月十九日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 鳥取県米子市河崎一、七四〇ノ一 九 松本拾 外三千七百十九名

紹介議員 川上 義博君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第四三四号 平成十九年十月十九日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 宮崎県小林市大字細野一六七 桑原大祐 外二千七十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第四三五号 平成十九年十月十九日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町一ノ一六ノ九 塩安佳樹 外四千四百七十名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第四三六号 平成十九年十月十九日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字徳北三、八二九ノ二 山下公栄 外四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三七号 平成十九年十月十九日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字川南一 五、九八一ノ一二 岡田安子 外四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四三八号 平成十九年十月十九日受理
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台八ノ七ノ一 高橋さとい 外千九百四十九名

紹介議員 中川 雅治君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四四六号 平成十九年十月十九日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 茨城県土浦市神立町二、六六四ノ二 高橋栄一 外七百二十八名

紹介議員 藤田 幸久君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四四七号 平成十九年十月十九日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 茨城県牛久市小坂町一、九二九ノ五五 利根川静江 外千五百七十二名

紹介議員 藤田 幸久君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第四四八号 平成十九年十月十九日受理
国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化（地域開放・病児保育等）と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合四ノ一二ノ一〇三〇一 荒木紀彰 外九百九十九名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四四九号 平成十九年十月十九日受理
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 山形市小立二ノ一ノ三二 高橋知奈津 外四十四名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四五〇号 平成十九年十月十九日受理
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 岐阜県羽島市中町加賀野井七〇一 加藤直子 外三百四十四名

紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四五五号 平成十九年十月十九日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市町屋町六三三ノ一〇 芹沢好 外六十七名

紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四五六号 平成十九年十月十九日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 京都市山科区御陵別所町五八ノ一 山本紀美子 外百九十八名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四六〇号 平成十九年十月十九日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 長崎県諫早市幸町一八ノ一四 馬場美恵子 外千九百九十九名

紹介議員 山内 徳信君
じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。いまだに二万人近くのじん肺病者が見え、毎年一、〇〇〇名前後が最重症患者として新たに認定されている。また、毎年一、〇〇〇名以上が死亡していると言われている。数多くのじん

肺裁判の結果、企業責任は明確になっており、筑豊じん肺最高裁判決、米海軍横須賀じん肺判決、昨年七月から相次いで出された五件の判決によってトンネル工事についての国の責任も明確になり、本年六月には、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官とトンネル根絶訴訟原告、弁護団の間で、粉じん測定を本年度中に義務付ける省令を制定するなど、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印された。ILO（国際労働機関）・WHO（世界保健機関）は、二〇一五年には世界中からじん肺を根絶すべきである、そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定すべきであると提唱している。

日本も、我が国最大の職業病であるじん肺を遅くとも二〇一五年までには根絶するための抜本的な制度改革に取り組むべきことが強く求められている。また、アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることが明白になっている。安全衛生法施行令が改正され、二〇〇六年九月から石綿及び石綿をその重量の〇・一％を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されることになったが、まだまだ多くの例外が残っており、今後アスベストを使用した建物の解体等によってアスベスト粉じんによる大量の被害発生も危惧される。二〇〇六年三月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたが、救済の対象となる指定疾病を中皮腫と肺がんに限定するとともに、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑えるなど、極めて不十分な内容となっている。また、トンネルや炭鉱、金属鉱山などじん肺を多く出してきた職場では、じん肺のほかにも振動病が多発しており、その根絶と被害救済も課題となっている。

厚生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に関して一九七七年に発出した通達を改定しようとしているが、その内容は医学界等の合意もないまま、振動障害に苦しむ患者を切り捨てるものと言わざるを得ない。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、じん肺を多発させているトンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業を始めとするすべての職場における粉じん対策を徹底させるため、関係省庁の実態・政令・省令の不備、監督等の労働行政の不備等を調査し、速やかに改善するよう指導すること。

二、最大のじん肺多発の職場であるトンネルに関しては、二〇〇七年六月一八日に調印された「合意書」で定められた事項を厳守するよう十分な監督、指導すること。

三、石綿健康管理手帳制度について、建設自営業者（一人親方）等をも交付対象者にするなど手帳交付者をアスベスト暴露経験者全体に拡大せるとともに、手帳の内容を充実させて、健康管理体制を充実すること。

四、振動障害患者の切捨てにつながる振動病認定基準の改訂を行わないこと。

第四六四号 平成十九年十月二十二日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 愛媛県今治市桜井二ノ七ノ七四 村上正 外二千六百四十五名

紹介議員 友近 聡朗君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六五号 平成十九年十月二十二日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 愛媛県今治市桜井二ノ七ノ七四 村上正 外四千百十六名

紹介議員 友近 聡朗君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第四六六号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 福岡市南区井尻三ノ二〇ノ三ノ

一、二〇五 木庭久恵 外三千三百五十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四六七号 平成十九年十月二十二日受理
療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡二条一ノ三ノ七 安藤裕則 外七百十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四六八号 平成十九年十月二十二日受理
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 札幌市中央区大通東五ノ四ノ六 六 田中佑香里 外百十九名

紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四六九号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 愛知県東海市加木屋町新田三七ノ五 山口輝美 外八百六十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七〇号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町高田郷二、二一〇ノ三 中嶋理奈 外八百六十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七一号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 札幌市白石区北郷一条一二ノ五ノ

一一 遠藤拓夫 外八百六十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七二号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込三ノ三ノ九ノ三〇一 杉田美津子 外八百六十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七三号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十六条西一二ノ一ノ四ノ一〇六 大江山澄子 外八百六十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七四号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 福岡県大牟田市小浜町八〇ノ一 木佐木俊二 外八百六十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四七五号 平成十九年十月二十二日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市松屋町一二ノ二九ノ七〇二 寺中信雄 外八百六十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四八五号 平成十九年十月二十二日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 北九州市小倉南区長尾六ノ一〇ノ

二六 三好まき子 外二百二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

日本では、一人の看護師が昼は一〇人、夜は二〇人も患者を看ている。アメリカでは昼でも夜でも看護師一人に対し、患者五人である。日本は先進諸国の中でも、圧倒的に看護師が少ない体制である。看護の現場では、在院日数短縮や医療の高度化で、仕事量が急速に増え、短期間に濃密な仕事が行われている。限界を超えた過密労働のため、看護師は疲れ切り、辞める人が後を絶たない。看護師不足が加速し、現場は更に深刻である。安全・安心の医療実現と看護労働改善のためには看護師の増員が不可欠である。

一、安心で行き届いた医療は国民の願いである。看護師を始めとした医療従事者を増やすこと。

第四八六号 平成十九年十月二十二日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 宮城県塩竈市藤倉三ノ四ノ二〇 佐々木裕美 外九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四八七号 平成十九年十月二十二日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 福岡県久留米市大善寺町宮本一、二七六ノ三 永田勝助 外九十九名

紹介議員 大久保 勉君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四八八号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 滋賀県大津市本堅田三ノ二ノ一 岡田美津栄 外四百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四九二号 平成十九年十月二十二日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 静岡市清水区楠新田四〇四ノ一ノ四〇五 古川智也 外千七百三十五名

請願者 滋賀県大津市本堅田三ノ二ノ一 岡田美津栄 外四百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四九二号 平成十九年十月二十二日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 静岡市清水区楠新田四〇四ノ一ノ四〇五 古川智也 外千七百三十五名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四九三号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 静岡市駿河区寺田五ノ七 尾崎いくみ 外四百九十九名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四九四号 平成十九年十月二十二日受理
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 石川県金沢市四十万六ノ七六ノ二 近藤雅代 外百六十四名

紹介議員 岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第五〇二号 平成十九年十月二十三日受理
国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化（地域開放・病児保育等）と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石四ノ九ノ一ノ三 一〇 富樫裕子 外四百九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五〇三号 平成十九年十月二十三日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化
(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を
用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市柳が丘六ノ

一 高柳優子 外四百九十九名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五〇四号 平成十九年十月二十三日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化
(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を
用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都国立市北三ノ一ノ九ノ

一、二〇六 加藤進 外九百九十

九名

紹介議員 蓮 紡君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五〇五号 平成十九年十月二十三日受理

安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に
関する請願

請願者 静岡県富士宮市若の宮町九九〇

渡辺桂子 外六百六十四名

紹介議員 坂本由紀子君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第五〇九号 平成十九年十月二十三日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療
を実現することに關する請願

請願者 長野県安曇野市三郷温二、二五二

ノ一 布山徹 外二百七十三名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五一〇号 平成十九年十月二十三日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打
開し患者負担を軽減することに關する請願

請願者 長野県伊那市伊那郡四、九五三ノ

二 田畑幸男 外三百六十七名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第五一一号 平成十九年十月二十三日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関
する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町坂城一〇、一

三七 大森恵子 外四百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第五一二号 平成十九年十月二十三日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化
(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を
用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山一ノ四一ノ四

〇四 長谷川正宏 外四百九十九

名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五一五号 平成十九年十月二十三日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四月
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に關する
請願

請願者 長崎市新戸町二ノ七ノ一ノ四〇

四 一川藤雄 外千四百十九名

紹介議員 仁比 聡平君

政府は二〇〇八年四月より、七五歳以上を対象
に新たな後期高齢者医療制度を実施しようとして
いる。同制度は(一)保険料負担のなかった扶養家
族を含めて、七五歳以上のすべての高齢者から保
険料(初年度平均月額六、二〇〇円)を徴収する
(二)月額一万五、〇〇〇円以上の年金受給者は年
金から保険料を天引きする(三)保険料滞納者は保
険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる
(四)七五歳以上を対象にした別建ての診療報酬
(医療保険から支払われる医療費を設定し、高齢

者に差別医療を強いるものである。さらに、七〇、
七四歳の窓口負担を一部から二割に引き上げる、
六五、七四歳の国保料も年金から天引きすること
も予定されている。高齢者だけを一まとめにした
別建ての医療制度は、世界に例を見ない。既に二
〇〇六年一〇月より、長期入院患者への食費・居
住費の負担増、現役並み所得者の二割から三割負
担への引上げが実施された。高齢者からの収奪と
医療費削減を目的とした医療制度を認めることは
できない。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回す
ること。

二、七〇、七四歳の窓口負担の二割への引上げを
やめること。

三、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国
民が安心して医療を受けられるようにすること。

第五一六号 平成十九年十月二十三日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打
開し患者負担を軽減することに關する請願

請願者 島根県松江市嫁島町九ノ三五 古

沢正治 外八百六十六名

紹介議員 亀井亜紀子君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第五一七号 平成十九年十月二十三日受理

医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国
が医療にもっとお金を使うことに關する請願

請願者 長崎市田上三ノ二〇ノ八 林利栄

子 外千四百三十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第五二五号 平成十九年十月二十四日受理

じん肺とアスベスト被害の根絶に關する請願

請願者 石川県珠洲市野々江町七部四一ノ

一 本谷忠男 外千四百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五三二号 平成十九年十月二十五日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託す
る新病院に關する確認書早期履行に關する請願

請願者 福岡県大牟田市田隈二九七ノ六

伊藤憲一 外百名

紹介議員 洲上 貞雄君

昭和三十八年、三池炭鉱炭塵爆発災害(死者四五
八名、一酸化炭素中毒患者八三九名)が発生し、
それを契機に大牟田労災療養所が設立され、その
後大牟田労災病院として整備され、一酸化炭素(C
O)中毒患者の診療はもろろん地域の中で脳卒中
等を中心とするリハビリテーション施設としての
役割を果たしてきた。しかし、平成一六年三月に
策定された「労災病院再編計画」に基づき、大牟田
労災病院は一七年度末に廃止され、一八年四月よ
り福岡県社会保険医療協会に移譲、社会保険大牟
田労災病院として運営され、一酸化炭素中毒患者
に係る特別対策事業が委託されている。労災病院
廃止反対と医療環境改善を求める声が高まる中、
現地関係者と厚生労働省は、一六年五月の厚生労
働大臣答弁に基づきCO中毒患者の最後の一人ま
で国が責任を持ち、低下した医療機能を整備する
ための最低事項を盛り込んだ「確認書」を一八年三
月九日に取り交わした。厚生労働省はこの「確認
書」をもって大牟田労災病院の廃止に關して関係
者の理解を得たことになっているが、病院移譲後
一年以上経過したにもかかわらず、「確認書」の履
行がなされていない。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、平成一八年三月九日に交わされた一酸化炭素
中毒患者に係る特別対策事業に係る「確認書」の
内容を厚生労働省の責任で早期履行すること。

第五三三号 平成十九年十月二十五日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する
新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市早米来町二ノ四一
ノ三 江口忠男 外百名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五三四号 平成十九年十月二十五日受理

安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 栃木県小山市西城南二ノ一七ノ一
ノ三〇三 井上英子 外二百十九名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第五三五号 平成十九年十月二十五日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する
新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 熊本県荒尾市東屋形二ノ七ノ三
金子弘子 外百名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五三六号 平成十九年十月二十五日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する
新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市米生町二ノ一六三
ノ三八 芳川勝 外百名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、消えた年金問題の早急な解決と最低保障年金制度の実現に関する請願(第五五〇号)

一、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願(第五五一号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八

年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第五五二号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第五五三三号)(第五五四号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第五五四号)

一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第五五七三三号)

一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第五五七三三号)

一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第五五七三三号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第五五七三三号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第五五八九号)

一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第五五九〇号)

一、安全・安心な医療提供体制の確保と患者負担の軽減に関する請願(第五五九一〇号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第五五九二二号)(第五五九三三号)(第五五九四四号)

第五五〇号 平成十九年十月二十六日受理

消えた年金問題の早急な解決と最低保障年金制度

の実現に関する請願

請願者 名古屋南区豊二ノ一四ノ四三
四 刈谷英児 外七千四百四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第五五一号 平成十九年十月二十六日受理

療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願

請願者 鹿児島県奄美市笠利町笠利六〇
三 山田佳世子 外五百八十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第五五二号 平成十九年十月二十六日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八
年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ三三ノ
一六ノ二〇二 山田伸 外二千八百二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五五三三号 平成十九年十月二十六日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する
新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 熊本県荒尾市大島一、一〇九ノ
二 池畑小夜子 外五十名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五五四号 平成十九年十月二十六日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する
新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 熊本県荒尾市荒尾二、六五七ノ
五 井上文雄 外百名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五六四号 平成十九年十月二十六日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都小平市花小金井南町一ノ二
ノ一四ノ二〇一 北浦美幸 外九百九十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五六五号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ四ノ四ノ七
F 肥田泰 外九十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五六六号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 福井市本堂町八ノ二 横山貢 外一万二千百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五六七号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 大阪府富田田市甘南備一、七三
八 宇山久子 外一万二千百十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五六八号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の

確立に関する請願

請願者 仙台市泉区長命ヶ丘東三ノ一五

堀込静江 外一万二千百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五六九号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 東京都港区白金台二ノ四ノ一五ノ

三〇四 湊谷麻里 外一万二千百十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五七〇号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 宮城県名取市那智が丘五ノ一三ノ

三三 阿部直輝 外一万二千百十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五七一号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 北九州市小倉北区砂津一ノ四ノ

九 繁松勝全 外一万二千百十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五七二号 平成十九年十月二十六日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市九条町四六七ノ

一七 井上綾子 外一万二千百十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五七三号 平成十九年十月二十六日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字倉永三、三九

四 森安子 外百名

紹介議員 加藤 敏幸君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五八二号 平成十九年十月二十六日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化（地域開放・病児保育等）と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都東大和市新堀二ノ一、〇九

七ノ一三四 高橋賢二 外四百九十九名

紹介議員 中村 哲治君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五八七号 平成十九年十月二十九日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 三重県津市阿漕町津興一、〇三

七 小田竜也 外六百八十六名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五八八号 平成十九年十月二十九日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 三重県松阪市本町二、二三九ノ

三 大杉安和 外千七百九十五名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

る請願

請願者 富山市米田町二ノ三ノ二五 田中

節子 外五百二名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第五九〇号 平成十九年十月二十九日受理

安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願

請願者 兵庫県西宮市市庭町六ノ一九立

山サナミ 外二百八十四名

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第五九一号 平成十九年十月二十九日受理

安全・安心な医療提供体制の確保と患者負担の軽減に関する請願

請願者 富山県黒部市宇奈月町浦山八〇八

ノ五 角本和之 外千十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第五九二号 平成十九年十月二十九日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市白銀五八〇ノ一

野間口郷志 外百名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五九三号 平成十九年十月二十九日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字橋一、〇九〇

ノ六 大里尚子 外百名

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市青葉町五七ノ九

吉田敬子 外百名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願（第六〇三号）

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第六〇四号）

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願（第六〇九号）

一、医師・看護師不足など医療の危機打開のために国が医療にもつとお金を使うことに関する請願（第六一〇号）

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第六一一号）

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願（第六二〇号）

一、社会保障の充実に関する請願（第六二六号）

（第六二七号）

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し、患者負担を軽減することに関する請願（第六二八号）

一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願（第六三七号）

（第六三八号）

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第六三九号）

（第六四〇号）

一、社会保障の充実に関する請願（第六四一号）

一、医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもつとお金を使うことに関する請願（第六四七号）

第七部

厚生労働委員会会議録第五号 平成十九年十一月十五日 【参議院】

一、じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願(第六四八号)

一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第六四九号)(第六五〇号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第六八四号)

一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)

一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第六九二号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第七〇〇号)

一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第七〇一号)

第六〇三号 平成十九年十月三十日受理

じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 長崎県松浦市福島町塩浜免六三

六 東谷秀紀 外千四百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六〇四号 平成十九年十月三十日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市小浜町八二ノ七

秋吉ひとみ 外百名

紹介議員 川崎 稔君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六〇九号 平成十九年十月三十日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡月夜田四八ノ三

一

一 早弓キミヨ 外二千二百四十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六一〇号 平成十九年十月三十日受理

医師・看護師不足など医療の危機打開のために国が医療にもっとお金を使うことに関する請願

請願者 長野市若槻東条一、二二一ノ五

宮原眞理子 外五千七十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第六一一号 平成十九年十月三十日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 熊本県玉名郡長洲町腹赤七〇九

山田勝 外百名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六二〇号 平成十九年十月三十日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 岐阜県中津川市苗木二、六六四ノ

一五 新田幸代 外四百九十九名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六二六号 平成十九年十月三十日受理

社会保険の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ一五ノ五

〇 常見和美 外五百十三名

紹介議員 大門実紀史君

収入が減り続ける一方で、値上がり続ける税金や保険料を払いきれず、健康保険証を取り上げられて医者に掛かれない人が激増し、生活に欠かれない財産を差し押さえられる人も増えている。憲法は、国民が「健康で文化的な最低限度の生活

を営む権利」を持つこと、国はそのために義務を負うことを定めている。貧困と格差が社会問題になる中で、財政問題を口実に、中・低所得層に負担を押し付け、医療・年金など社会保障を切り縮めるやり方は、今すぐ改め、軍事費や大規模開発などの無駄遣いをやめるとともに、大企業、大金持ち減税を元に戻し、能力に応じた公平な負担により財源を生み出すべきである。

一、国民健康保険の短期保険証、資格証明書の発行をやめ、国の補助金を元に戻して、払える国保料(税)にすること。

二、社会保険料の年金天引きはやめること。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は撤回すること。

第六二七号 平成十九年十月三十日受理

社会保険の充実に関する請願

請願者 福岡市南区和田二ノ二四〇 原

口末子 外六百九十三名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第六二八号 平成十九年十月三十日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し、患者負担を軽減することに関する請願

請願者 福島市鳥谷野字梅ノ木内二九ノ

三 井上和郎 外四百七十三名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第六三七号 平成十九年十月三十一日受理

不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町三、六三〇ノ

二五ノ六〇九 鈴木真二 外三百

四十一名

紹介議員 姫井由美子君

一〇
不妊症に悩むカップルは一〇組に一組と言われている。何らかの不妊治療を受けている人は四七万人近いと推測される。不妊治療を行う医療施設の増加や自治体による不妊相談窓口の設置、特定不妊治療費助成制度など、不妊治療の環境も次第に整備され、生殖補助医療の技術も年々向上しており、日本産科婦人科学会の二〇〇四年の出生数調査によると、体外受精によって生まれた子供は二〇〇四年までの累積で二万五、七五七人となった。二〇〇四年単独では一万八、一六八人で、年間出生数の一・六%を占め、六一人に一人以上が体外受精で誕生したことになる。人工授精やタイミング法での出生数を合わせると、不妊治療によって生まれた子供の割合はもっと高くなると推測される。このように、不妊治療を受ける人は年々増加傾向にあり、一般的なものとなっている。しかし、現在、不妊治療では、人工授精や体外受精など高額な治療の大部分が、健康保険の適用されない自費診療で行われている。不妊治療は、タイミング指導から人工授精、体外受精へと段階を踏んで治療を行うケースが一般的であり、どの段階においても、随時、検査が必須であるが、健康保険がきかないものが多く、患者には大きな負担となっている。また、人工授精や体外受精を行うためには排卵誘発剤などの薬剤が必要であり、例えば体外受精の場合では、一回につき、薬剤だけで十数万円掛かるケースも少なくない。高度治療である体外受精などは一回の施術料だけでも数十万円単位の費用が掛かる上に、検査費用や薬剤費用が加算される。このように、不妊治療は、経済的に大きな負担となっており、貯蓄を切り崩したり、治療費をねん出できずに子供をあきらめるカップルが多数あり、極端な場合は借金までして治療を続けるカップルもある。公的な支援として特定不妊治療費助成制度が二〇〇四年からスタートし、内容の見直しも進んでいるが、その助成金には地方によって格差があり、また制限が設けられているなど、必ずしも使い勝手が良いとは言えない部分もある。

ついで、一日も早く、我が子をこの手に抱きたいと、日夜願って努力を続けている患者のため、次の事項について実現を図りたい。
一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対して、保険適用を行うこと。

第六三八号 平成十九年十月三十一日受理
不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 東京都足立区六木三ノ一四ノ一
三 鳥羽悦子 外三百四十四名
紹介議員 松浦 大悟君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第六三九号 平成十九年十月三十一日受理
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県みやま市高田町濃施六四三
一〇一 田中紀子 外百名
紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六四〇号 平成十九年十月三十一日受理
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県みやま市高田町飯二、〇
五四ノ四 江良敦子 外百名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六四一号 平成十九年十月三十一日受理
社会保険の充実に関する請願

請願者 福岡県大野城市東大和一ノ一三ノ
一〇 隅信 外千五百十二名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第六四七号 平成十九年十月三十一日受理
医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国

第七部

厚生労働委員会会議録第五号

平成十九年十一月十五日

【参議院】

が医療にもっとお金を使うことに関する請願

請願者 長野市高田七〇六ノ七 田中正
外千三百九十七名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第六四八号 平成十九年十月三十一日受理
じん肺とアスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市連取町一五九ノ
二 本郷浩 外千四百九十九名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第六四九号 平成十九年十月三十一日受理
不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 新潟市中央区関屋本村町一ノ一六
六ノ二〇一 寺内優子 外三百四十
十名
紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第六五〇号 平成十九年十月三十一日受理
不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 千葉県市川市新井一ノ二〇ノ三ノ
四〇三 高柳忠史 外三百四十名
紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第六八四号 平成十九年十月三十一日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打
開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 北海道釧路郡釧路町北見団地七ノ
五七 中西芳枝 外三千二百八十
二名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第六八五号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 岐阜県関市倉知一、五四六ノ二
河田仁 外六千八百三十八名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六八六号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 京都市右京区西院三蔵町二四 大
江政次 外六千八百三十八名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六八七号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東一条三ノ七ノ
三〇 金泉理美 外六千八百三十八
八名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六八八号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 横浜市戸塚区汲沢町一、〇八〇ノ
一三ノ一〇一 千葉啓矢 外六千
八百三十八名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六八九号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 さいたま市岩槻区小溝一九九ノ三
二 谷脇恒男 外六千八百三十八
八名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六九〇号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 徳島市名東町二ノ四二五ノ七 岩
森真紀 外六千八百三十八名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六九一号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 神戸市垂水区城が山一ノ一〇ノ二
三 針崎政春 外六千八百三十八
名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第六九二号 平成十九年十月三十一日受理
不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 千葉県市川市新井一ノ二〇ノ三ノ
四〇三 高柳順子 外三百四十名
紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第七〇〇号 平成十九年十月三十一日受理
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市白銀五八〇ノ一
野間口裕子 外百名
紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第七〇一号 平成十九年十月三十一日受理
不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する

保険適用に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町三、六三〇ノ
二五ノ六〇九 鈴木敦子 外三百
四十三名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者を国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願(第七一〇号)
- 一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第七一一号)
- 一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第七一二号)
- 一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第七一三号)
- 一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第七三四号)
- 一、国民健康保険の充実に関する請願(第七三五号)(第七三六号)
- 一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第七三七号)
- 一、社会保障の充実に関する請願(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)
- 一、保育制度の改善と充実に関する請願(第七四八号)
- 一、大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願(第七四九号)
- 一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第七五二号)
- 一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に

対する保険適用に関する請願(第七五三三三)

- 一、医師・看護師不足など医療の危機打開のために国が医療にもつとお金を使うことに関する請願(第七五四号)
- 一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第七五九号)
- 一、太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者を国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願(第七六〇号)
- 一、緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願(第七六三三三)
- 一、太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者及び死亡した者の遺族に対し国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願(第七六四号)
- 一、安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願(第七六五号)
- 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第七六六号)
- 一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第七七一七号)
- 一、医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもつとお金を使うことに関する請願(第七七二二二)
- 一、不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願(第七七三三三)
- 一、大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願(第七七四四号)(第七七五五号)
- 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第七七六六号)
- 一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第七八〇号)
- 一、国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化(地域開放・病児保育等)と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願(第七八一七号)

一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第七八二二二)

- 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第七八三三三)
- 一、高齢者の医療費引上げをやめ、後期高齢者医療制度の中止・見直しを行うことに関する請願(第七八四四号)
- 一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第七八五五号)
- 一、業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願(第七八六六号)(第七八七七号)(第七八八八号)(第七八九九号)
- 一、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第七九〇〇号)
- 一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し、患者負担を軽減することに関する請願(第七九一一号)
- 一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第七九二二二)
- 一、一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願(第七九三三三)
- 一、社会保障の充実に関する請願(第七九四四号)
- 一、大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願(第七九五五号)
- 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第七九六六号)
- 一、助産師の開業権を守り、医療法第十九条を廃止し、安全確保の法整備を行うことに関する請願(第七九七七号)
- 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第七九八八号)(第七九九九号)(第八〇〇〇号)
- 一、医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願(第八〇一一号)

八号)

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願(第八三三三三)

第七一〇号 平成十九年十一月一日受理
太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者を国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 堺市西区鳳南町五丁五一七ノ六

九 安野輝子 外六十名

紹介議員 今野 東君

さきの大戦の際、多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受けた。国は、軍人軍属、準軍属とその遺族には「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づき援護をしているが、民間人の犠牲者については、戦後六十二年、何らの援護も行われない。国家補償の精神に基づいて、戦時災害援護法を早急に制定し、旧軍人軍属、準軍属と同様の援護を行うよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、太平洋戦争中の本土空襲で負傷し、傷害を負った民間人に対し、国の責任で援護する法整備を早急に行うこと。

二、空襲によって傷害を負った者の全国的調査を、国の責任において実施すること。

第七一一号 平成十九年十一月一日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 宮城県栗原市築館字下宮野八幡下

二一四ノ一 久我孝徳 外四百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一二号 平成十九年十一月一日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打

開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 宮城県角田市角田字南一一八 氏

紹介議員 家利子 外六百九十四名

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七一三三号 平成十九年十一月一日受理

不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する

保険適用に関する請願

請願者 東京都調布市小島町三ノ七〇一

名 ノ八〇二 植田京子 外三百四十

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第七三四号 平成十九年十一月一日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関す

る請願

請願者 奈良県天理市西長柄町二〇八 横

野日出代 外千九百九十五名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第七三五号 平成十九年十一月一日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 京都府福知山市岩井四六七 和久

喜一郎 外九千八百五十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第七三六号 平成十九年十一月一日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 横浜市中区六浦二ノ一〇ノ二

渡辺益雄 外一万二千五百九十九

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第七三七号 平成十九年十一月一日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託す

る新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 熊本県荒尾市大島一、一〇九ノ

二 池畑重富 外百名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第七三八号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 京都市山科区川田菱尾田八ノ五

名 榊田未希 外二万九千三百六十二

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七三九号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 京都市山科区東野南井ノ上町一〇

ノ三一 川本博 外二万九千三百

六十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四〇号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 仙台市若林区沖野六ノ三一ノ四

六 小原悦子 外二万九千三百六

十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四一号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 東京都台東区元浅草一ノ一ノ八ノ

四〇二 三浦まどか 外二万九千

三百六十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四二号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 宮城県塩竈市権現堂四ノ一九 泉

田誠範 外二万九千三百六十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四三三号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 熊本県八代市井揚町二、五二一

田中李枝 外二万九千三百六十二

名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四四号 平成十九年十一月一日受理

社会保障の充実に関する請願

請願者 神戸市西区榎野台三ノ一三ノ三

山中義博 外二万九千三百六十二

名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第七四八号 平成十九年十一月一日受理

保育制度の改善と充実に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ五三ノ

一 社会福祉法人日本保育協会理

事長 佐々木典夫 外八十六万五

百七十一名

紹介議員 南野知恵子君

我が国の少子高齢化の進行は、予想を超える厳

しいものとなっており、今後の社会・経済や子供

たちの健全育成に深刻な影響を及ぼすことが懸念

される。政府は、二月に「子どもと家族を応援す

る日本」重点戦略検討会議を設置し、制度、政策、

意識改革など少子化対策について検討を行って

おり、国や社会の存立基盤に関わる最重要課題との

認識の下に、会議で示された基本的考え方に基づ

き、年内に重点戦略を策定するなど、取組を強化

することとしている。このような中、少子化対策

の中心的な役割を果たす保育所は、多様化する保

育需要に柔軟に対応し、家庭に代わる生活の場を

提供する機能、保護者の仕事と子育ての両立を支

援する機能の充実や育児相談など地域社会におけ

る子育て支援サービスの中心施設として積極的に

取り組むことが期待されている。保育現場におい

ては、低年齢児保育、障害児保育、体調不良児の

保育など多様な保育需要への対応や保護者への支

援並びに地域の子育て相談などにより保育士の業

務が大幅に増大している。子供の安全と質の高い

保育を行うには、看護師等の保健・医療の専門職

員の配置や保育士の配置基準と処遇の改善が必要

である。子育て支援は、国及び自治体の責任の下

で推進されるべきとの認識から、保育所の運営に

要する経費は、民間保育所については、財源論だ

けで民間保育所運営費を一般財源とする議論や、

経済性・効率性を優先する規制改革の関係者は、

入所方法を保育所と保護者の直接契約とすること

や認可保育所に対する補助金を廃止し、保護者に

直接補助する方式に転換することを提言している。

提言が実行されると、低所得者などの弱い立

場の家庭の子供が入所できなくなるおそれや、保

育の質の低下を招くおそれがある。次代を担う子

供の保育環境を守るため、現行の保育所制度を維

持する必要がある。保育料は、若い子育て世帯に

とって負担となっており、生活費に占める割合は

高率になっている。特に、共働き世帯の合算収入

による保育料は高額となり強い不公平感がある。

保護者が安心して保育所に預けることができるよ

うに、保護者負担の軽減と公平化を図る必要がある。

待機児童の解消、多様な保育需要に対応した

多機能保育所にするため基準面積増、園舎の老朽

化や耐震等増改築を要する保育所が増加してい

る。地域の特性をいかして乳幼児を心身共に健や

かに育成するため、保育所の環境整備に要する国

の予算の確保が必要である。

については、次の事項について実現を図られた

第七部 厚生労働委員会会議録第五号 平成十九年十一月十五日【参議院】

一三

い。
一、保育所職員の人材確保対策を推進すること。
二、民間保育所運営費の現行制度を維持すること。
三、保育料基準を改善すること。
四、保育所整備を推進すること。

第七四九号 平成十九年十一月一日受理

大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願
請願者 千葉県柏市新柏一ノ二ノ一ノD
ノ九〇三 高原敏夫 外二万名

紹介議員 中村 博彦君

介護保険制度がスタートし、七年が経過した。

しかし、既に制度疲労が発生し、高齢者介護の現場では深刻な人材不足が進行しており、高齢者への介護サービスの提供に問題が生じている。人材不足の原因は、仕事の専門性に見合った賃金水準にないことに加え、介護サービスの質的変化にある。施設の運営費となる介護報酬に人件費や物価における地域格差が適切に反映されていないため、東京の介護保険施設の賃金水準は、全国平均値にとどまり、職員の生活を保障できない。また、昨今の景気回復に伴い、一般企業と待遇面などで人材確保を競合していくことが不可能になっている。介護報酬のマイナス改定と景気動向の変化が介護現場の人材不足に拍車をかけている。介護業務は、精神的にも肉体的にも重労働であり、特に夜勤時などに強いストレスを受ける仕事である。職員は責任が重いのに賃金が安い、やりがいはあるけれど続けられない」と職場を離れていくが、それは、志を持って入職した職員が仕事への誇りと生活との板ばさみになってしまった結果である。介護保険施設の経営の合理化や工夫にも限界があり、高齢者介護の現場で職員が安心、かつ自信とやりがいを持って働ける職場環境と東京で生活できるだけの賃金が支払える適切な仕組みを制度に盛り込むことができれば東京の介護に将来はない。

については、都民が安心して介護サービスを受けられる介護保険施設を実現するため、次の事項について実現を図りたい。
一、都民が安心して老いることができるよう、福祉現場を守ることを目的に、介護報酬の水準を早期に適正なものとして、職員が安心して生活できる賃金、専門職として介護職員を育成する職場環境をつくること。

1 大都市東京における人件費や物価水準を反映した、地域差を十分に考慮した介護報酬の設定を行うこと。
2 介護という仕事の専門性に見合った賃金水準を確保できる介護報酬の設定を行うこと。

第七五二号 平成十九年十一月一日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願
請願者 福岡県大牟田市小浜町八二〇七
秋吉茂 外百名

紹介議員 中村 哲治君
この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第七五三号 平成十九年十一月一日受理

不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺四ノ九ノ四 相場裕子 外三百四十名

紹介議員 中村 哲治君
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第七五四号 平成十九年十一月一日受理

医師・看護師不足など医療の危機打開のために国が医療にもっとお金を使うことに関する請願
請願者 北海道旭川市神楽岡七条四ノ三ノ八 榎波秀子 外六百二十一名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第七五九号 平成十九年十一月二日受理

不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願
請願者 東京都日野市栄町二ノ二七ノ一
五 栗本直美 外三百四十名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第七六〇号 平成十九年十一月二日受理

太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者を国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府西成区橘三ノ九ノ二一 小見山重吉 外二十五名

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第七一〇号と同じである。

第七六三号 平成十九年十一月二日受理

緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願
請願者 東京都台東区蔵前四ノ一一ノ一
〇 黒川恭眞 外六十七万八百十六名

紹介議員 椎名 一保君
次の措置を採りたい。
一、現行の保育制度を維持し民間保育所運営費等を一般財源化しないこと。
二、子育て家庭の経済的負担を軽減すること。
三、待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること。
四、保育内容の向上のために最低基準の改善を図ること。
五、保育所機能の改善・強化を図ること。
六、行動計画を推進し子ども・子育て応援プランを完全実施すること。
七、子育て中の働く親の働き方を見直すこと。
八、過疎地域保育所の振興策を図ること。

第七六四号 平成十九年十一月二日受理

太平洋戦争中の空襲によって傷害を負った者及び死亡した者の遺族に対し国の責任において援護する戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府西成区天下茶屋一ノ七ノ七 矢崎正一 外二十九名

紹介議員 岡崎トミ子君
さきの大戦の際、多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受け又は死亡した。国は、軍人軍属、準軍属とその遺族には「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づき援護をしているが、民間人の犠牲者については、戦後六十二年、何らの援護も行われない。国家補償の精神に基づいて、戦時災害援護法を早急に制定し、旧軍人軍属、準軍属と同様の援護を行うよう求める。

一、太平洋戦争中の本土空襲で負傷し、傷害を負った民間人や、死亡した民間人の遺族に対し、国の責任で援護する法整備を早急に行うこと。
二、空襲によって傷害を負った者や死没者の全国的調査を、国の責任において実施すること。

第七六五号 平成十九年十一月二日受理

安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願
請願者 千葉県八千代市上高野一、二〇七ノ一ノ一二五 佐藤幸江 外三百八十九名

紹介議員 椎名 一保君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第七六六号 平成十九年十一月二日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願
請願者 横浜市栄区桂台南一ノ一七ノ六 山本喜一 外千一名

紹介議員 千葉 景子君
過酷な勤務や訴訟の多さなどにより、産科医が廃業したり新規開業の減少で、産科医の不足、産む場所の減少が深刻な問題となっている。地域に

よつては、冬の凍結道路を妊婦が車で時間を掛けて通院しなくてはならず、大都市でも分娩予約ができない事態となつてゐる。女性が身近な地域で安心して産める場所を増やすため、また産科医の過酷な勤務体制の負担軽減のため、質の高い産科医・助産師の養成数を増やし、助産師の指導の下、産前からの身体づくりを意識した環境づくりを行い、出産の八割を占める正常なお産を担う助産師の力を強化し、活用するよう求める。産科が閉鎖された総合病院では、多くの助産師が看護士として働いているが、産科設備は現存するので、助産師がお産の仕事をするには十分に可能と言える。異常時の医療連携体制は整えた上で、このような施設を使つて、助産師が正常なお産の健診・出産にその専門性を発揮できるように求める。政府は、産科医不足対策として医師を大病院へ集約することを進め、地域にある診療所（開業医）や総合病院の産科が相次いで閉鎖されている。そのため、高次医療機関にローリスクのお産が集中するようになり、満床等の理由から、診療所や助産所等からの緊急搬送を受け入れられず、多くの妊婦が異常が起つた場合への不安を抱えるようになった。日本に先行して大病院集約化を行った諸外国では「ローリスクのお産は小さな施設ほど安全である」（オーストラリア）等の研究報告が出されている。緊急搬送やハイリスク妊婦がスムーズに高次医療機関に受け入れられ、ローリスク妊婦に病院、診療所、助産所等の身近な出産施設の選択肢が保障されるよう求める。自然出産や夫立会い、母乳育児など、満足度の高いケアは、地域の助産所が産む女性と共につくり上げ、多くの人に支持されてきた。また産後の訪問指導、育児相談など、助産所は親となる女性を支える役割を地域で担つてきた。ところが平成一八年に成立した改正医療法第一九条によつて、助産所の開設要件は厳しくなり、産科医や産科病院が不足する中、助産所の嘱託医確保は困難を極め、開業はもとより存続すら危ぶまれている。助産所を失ふことは女性にとつても社会にとつても大きな損失である。

政府及び地方公共団体は、妊婦と新生児を中心に据えた医療連携システムの確立に向けて、医療法改正に伴う参議院厚生労働委員会附帯決議「安心して出産できる体制の整備を進めるため、地域における産科医療の拠点化・システム化を図るとともに、助産師の一層の活用を図ること。また、母子の安全のため、助産所の連携医療機関が確実に確保されるよう努めること。」に基づき、助産所の嘱託医・連携医療機関（新生児対応）を責任を持って確保し、地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受入れを義務とするよう求める。

については、次の事項について実現を図られた

一、身近な地域に出産場所を増やすために、産科医・助産師の養成数を増やし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。

二、全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・パースセンターを開設する等の措置を検討すること。

三、ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢（病院、診療所、助産所、自宅出産等）が保障されるよう、必要な措置を検討すること。

四、政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持つて確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受入れを義務とするよう検討すること。

第七七一号 平成十九年十一月二日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化（地域開放・病児保育等）と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都西東京市東伏見三ノ二ノ一ノ二〇二 野村宗則 外二千九百

九十九名

紹介議員 津田弥太郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第七七二号 平成十九年十一月二日受理

医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもつとお金を使うことに関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢九、九二一藤井佳代 外三千百九十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第七七三号 平成十九年十一月二日受理

不妊治療にかかわるすべての薬剤と検査に対する保険適用に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原西四ノ一四ノ一ノ一〇一 米田千佳子 外三百七十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第七七四号 平成十九年十一月二日受理

大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀一ノ一四ノ三六 西岡修 外二万名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七七五号 平成十九年十一月二日受理

大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願

請願者 東京都足立区新田三ノ三六ノ二ノ三〇二 堀茂 外二万名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七七六号 平成十九年十一月二日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願

る請願

請願者 東京都杉並区下高井戸一ノ七ノ七ノ四二二 藤田桂子 外千六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第七八〇号 平成十九年十一月二日受理

業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願

請願者 東京都足立区梅田二ノ四ノ一二 高安智子 外二千七百七十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第七八一号 平成十九年十一月二日受理

国立高度専門医療センター院内保育所の機能強化（地域開放・病児保育等）と国有財産法の改正を活用した認可を含む自立運営に関する請願

請願者 東京都小平市美園町二ノ一ノ一ノ二 篠崎真理 外四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第七八二号 平成十九年十一月二日受理

一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字宮崎二、七五〇ノ一 中嶋厚一 外百名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第七八三号 平成十九年十一月二日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願

請願者 東京都国分寺市光町一ノ四〇ノ九ノ二〇四 工藤彰子 外千五名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第七八四号 平成十九年十一月二日受理
高齢者の医療費上げをやめ、後期高齢者医療制度の中止・見直しを行うことに関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切七ノ二三ノ一
一 田村智子 外八千八百十四名
紹介議員 小池 晃君

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

請願者 福岡市南区平和一ノ五ノ二八手
島純子 外千九百六十二名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

六 河谷好孝 外千八百五十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第八〇五号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

請願者 京都市西京区川島梅園町二七ノ
二 中谷隆 外千九百六十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八一〇号 平成十九年十一月二日受理
後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 北海道芦別市新城町二三〇 天口
登義 外百九十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第八一五号 平成十九年十一月二日受理
大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願
請願者 東京都足立区保木間二ノ一三ノ一
三 近藤常博 外二万名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八〇六号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

請願者 滋賀県草津市南山田町四六八ノ
二 藤井晃 外千九百六十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八一二号 平成十九年十一月二日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し、患者負担を軽減することに関する請願
請願者 広島市西区鈴が峰町四二ノ七ノ四
〇五 沖廣温子 外七百五十三名
紹介議員 亀井 郁夫君
この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第八一六号 平成十九年十一月二日受理
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ三八ノ一
四 宮本高明 外千四名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

一、後期高齢者医療制度は凍結し、保険料の抜本的軽減、保険証を取り上げないことなど制度を全面的に見直すこと。
二、七〇〜七四歳の医療費の窓口負担の二割への引上げをやめること。

第八〇七号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八一二号 平成十九年十一月二日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願
請願者 福岡県筑後市大字前津七四〇ノ
一 山口一夫 外九十九名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第八三〇号 平成十九年十一月二日受理
助産師の開業権を守り、医療法第十九条を廃止し、安全確保の法整備を行うことに関する請願
請願者 千葉県八街市八街にノ五三ノ二三
二 青木昭則 外千四百九十七名
紹介議員 山本 香苗君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第八〇三号 平成十九年十一月二日受理
医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願
請願者 広島市西区鈴が峰町四二ノ七ノ四
〇五 沖廣温子 外千八百四十名
紹介議員 亀井 郁夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八〇八号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八一三号 平成十九年十一月二日受理
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願
請願者 福岡県大牟田市通町二ノ一〇五
徳永久樹 外百名
紹介議員 松野 信夫君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第八三一号 平成十九年十一月二日受理
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願
請願者 大阪府泉南郡田尻町りんくうポー
ト北五ノ一七ノ二ノ〇九三 永松
伸隆 外千二名
紹介議員 山本 香苗君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第八〇四号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八〇九号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八一四号 平成十九年十一月二日受理
社会保障の充実に
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第八三三号 平成十九年十一月二日受理
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市明徳一ノ九ノ五八
ノ二〇五 垣内規子 外八千三百

る請願

請願者 神奈川県大和市上草柳九ノ五ノ

紹介議員 九 東喜美子 外千五名

松 あきら君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第八三六号 平成十九年十一月二日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願

請願者 神奈川県厚木市鳶尾二ノ三ノ三

山本貞吉 外千五名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第八三八号 平成十九年十一月二日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 広島市中区白島九軒町二ノ八

井上基樹 外八百七名

紹介議員 佐藤 公治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八三九号 平成十九年十一月二日受理

国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願

請願者 広島市中区白島九軒町二ノ八

井上基樹 外千八百三名

紹介議員 佐藤 公治君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

十一月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働契約法案(第百六十六回国会提出、衆議院継続審査)

一、最低賃金法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会提出、衆議院継続審査)

労働契約法案

(小字及び一は衆議院修正)

労働契約法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 労働契約の成立及び変更(第六条―第十三条)

第三章 労働契約の継続及び終了(第十四条―第十六条)

第四章 期間の定めのある労働契約(第十七条)

第五章 雑則(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、

又は変更されるという合意の原則及び労働契約に関する基本的事項

と就業規則との関係等を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

2 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

(労働契約の原則)

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

3⁵ 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

(労働契約の内容の理解の促進)

第四条 使用者は、労働者に提示する労働条件及び締結し、又は変更した後の労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。

2 労働者及び使用者は、労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む)について、できる限り書面により確認するものとする。

(労働者の安全への配慮)

第五条 使用者は、労働契約により、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

第二章 労働契約の成立及び変更

(労働契約の成立)

第六条 労働契約は、労働者が使用者に使用され労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。

(労働契約の内容と就業規則との関係)

第七条 ○労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

(労働契約の内容の変更)

第八条 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

(就業規則による労働契約の内容の変更)

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によつては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

(就業規則の変更に係る手続)

第十一条 就業規則の変更の手続に関しては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条及び第九十条の定めるところによる。

(就業規則違反の労働契約)

第十二条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となつた部分は、就業規則で定める基準による。

(法令及び労働協約と就業規則との関係)

第十三条 就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該反する部分については、第七条、第十条及び前条の規定は、当該法令又は労働協約の適用を受ける労働者との間の労働契約については、適用しない。

第三章 労働契約の継続及び終了

(出向)

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その

必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

2 前項の「出向」とは、使用者が、その使用する労働者との間の労働契約に基づく関係を継続すること、第三者が当該労働者を使用すること及び当該第三者が当該労働者に対して負うこととなる義務の範囲について定める契約（以下この項において「出向契約」という。）を第三者との間で締結し、労働者が、当該出向契約に基づき、当該使用者との間の労働契約に基づく関係を継続しつつ、当該第三者との間の労働契約に基づく関係の下に、当該第三者に使用されて労働に従事することをいう。

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第四章 期間の定めのある労働契約

第十七条 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がないときは、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2 使用者は、期間の定めのある労働契約について、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。

第五章 雑則

（船員に関する特例）

第十八条 第十二条及び前条の規定は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員次項において「船員」という。）に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、第七条中「第十二条」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条」と、第十条中「第十二条」とあるのは「船員法第百条」と、第十一条中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条及び第九十条」とあるのは「船員法第九十七条及び第九十八条」と、第十三条中「前条」とあるのは「船員法第百条」とする。

第十九条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

2 この法律は、使用者が同居の親族のみを使用する場合の労働契約については、適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働基準法の一部改正）

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十八条の二を削る。

第九十三条を次のように改める。

（労働契約との関係）

第九十三条 労働契約と就業規則との関係については、労働契約法（平成十九年法律第百号）第十二条の定めるところによる。

（地方公務員法の一部改正）

第三条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第十八条の二」を削る。

（地方公営企業法及び地方独立行政法人法の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「並びに第十八条の二」を削る。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第一項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第一項第一号

（公益通報者保護法の一部改正）

第五条 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「労働基準法第十八条の二」を「労働契約法（平成十九年法律第百号）第六条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第一項の規定は、労働契約法第十四条及び第十五条の規定の適用を妨げるものではない。

（日本年金機構法の一部改正）

第六条 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「労働契約法（平成十九年法律第百号）第十四条第二項に規定する出向をいう。」を削る。

（小字は衆議院修正）

最低賃金法の一部を改正する法律案

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 最低賃金

第一節 総則（第三条―第八条）

第二節 地域別最低賃金（第九条―第十四条）

第三節 特定最低賃金（第十五条―第十九条）

第三章 最低賃金審議会（第二十条―第二十六条）

第四章 雑則（第二十七条―第三十八条）

第五章 罰則（第三十九条―第四十二条）

附則

第一条中「事業若しくは職業の種類又は地域

に応じ」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項中「日、週又は月」を削り、同条第二項を削り、第二章中同条を第三条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

第七条を第六条とする。

第八条の見出し中「適用除外を「減額の特例」に改め、同条中「次に」を「使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に」に、「別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しないを」において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する」に改め、同条第四号中「所定労働時間の特に短い者」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（周知義務）

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第二節 地域別最低賃金

第九条及び第十条を次のように改める。

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あ

る。

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、「違反した者」の下に「地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。」を加え、同条第二号中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金の適用除外に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法(以下「旧法」という。)第八条又は旧法第四十条の規定により読み替えられた旧法第八条の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律による改正後の最低賃金法(以下「新法」という。)第四条の規定は、適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七条又は新法第三十五条第二項の規定により読み替えられた新法第七条の規定による都道府県労働局長又は

期間は限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることが出来る。

第十條第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似的船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることが出来る。

8 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十九号)第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業については、当該特定最低賃金に適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。))を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十二条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第五項中「第三十一条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、「違反した者」の下に「地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。」を加え、「一万円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第六 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の

は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))又は船員労働官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第七項」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第三十条第一項中「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第七項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替へるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似的船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。))の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることが出来る。

4 第十條第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の

は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))又は船員労働官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第七項」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第三十条第一項中「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第七項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替へるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似的船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。))の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることが出来る。

4 第十條第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の

第四章を第三章とする。
第五章中第三十三条を第二十七条とし、第三十四条を第二十八条とし、第三十五条を第二十九条とする。

第三十六条第一項中「第十一条、第十三条、第十六条第一項及び第十六条の三」を「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」に改め、同条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、「不適當となつた」を「不適當である」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

4 第十條第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十一条とし、第三十八条を第三十二条とし、第三十九条を第三十三条とし、同条の次に次の一条並びに見出し及び一条を加える。

(監督機関に対する申告)
第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)
第三十五条 第六條第二項、第二章第二節、第十六條及び第十七條の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。))に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項

地方運輸局長(運輸監理部長を含む)の許可があつたときは、この限りでない。

(旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十一条の規定により決定された最低賃金(旧法第十三条の規定により改正されたものを含む)については、この法律の施行後二年間は、旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の地域について決定された最低賃金(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む)は、新法第十条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の事業又は職業について決定された最低賃金(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む、次条に規定するものを除く)は、新法第十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなす。

2 前項の規定により新法第十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなされた最低賃金については、この法律の施行の日以後最初に同項の規定による当該最低賃金の改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間は、新法第三条の規定は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に効力を有する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員をいう)に適用される最低賃金であつて、旧法第十六条第一項の規定により決定されたもの(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む)は、新法第三十五条第三項の規定により決定された最低賃金とみなす。

(委員の任期に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の日の前日において中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の委員

である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働組合法の一部改正)

第十一条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第十九条の十三第一項後段を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)」を削る。

第三十一条中「労働組合法」の下に「昭和二十四年法律第百七十四号」を加える。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(衆)

一、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会提出 衆議

院継続審査)

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第二十五条)」を「第七章 雑則(第二十五条・第二十六条)」に改める。

雑則(第二十五条・第二十六条)に改める。

罰則(第二十七条)

第七章第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替へるものとする。

第八章中「航空機をいう」の下に「以下同じ。」を加える。

第十条中「事業主」を「障害者雇用事業主以外の事業主」に改め、同条を同条第二項とし、同条に

第一項として次の一項を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く)並びに当該事業主が同法第四十四条第一項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第四十五条第一項に規定する親事業主である場合の同項の関係会社(以下「障害者雇用事業主」という)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所に於いて身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障

が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第二十五条を第二十七条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(苦情の申出等)

第二十五条 身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者(事業所又は事務所にあつては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては当該公共交通事業者等とする。以下同じ)は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができ

る。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

(大都市等の特例)

第二十六条 前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)及び同法第二百五十二条の二十二第一項

の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行う。この場合においては、前条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

附則第二条の前の見出しを削り、附則第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(経過措置)

第一条の二 第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項」とする。

附則第四条中「前二条」を「前三条」に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項に後段を加える改正規定、第十条を改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定及び附則の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

(国民年金の特例等)

第十三条 永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住するものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)であつて、昭和二十一年十二月三十一日以前に生まれたもの(同日後に生まれた

者であつて同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であつて政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号、第三項において「昭和六十年法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)(以下「旧国民年金法」という。)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は旧国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)とみなす。

2 前項に規定する永住帰国した中国残留邦人等(六十歳以上の者に限る。)であつて昭和三十六年四月一日以後に初めて永住帰国したもの(以下「特定中国残留邦人等」という。)は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含む。旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。

3 国は、特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間(第一項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間を含む。)及び昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間(政令で定める期間に限る。)並びに国民年金法による被保険者期間(第一項の規定により新被保険者期間とみなされた期間を含む。政令で定める期間を除く。)に、政令で定める額の一時金を支給する。

4 国は、前項の一時金の支給に当たっては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は

新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国残留邦人等に代つて当該保険料を納付するものとする。

5 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び前各項の規定の適用に關し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第十四条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十八条 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、その者以外の特定中国残留邦人等その他の厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付

四 介護支援給付

五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれてある事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(譲渡等の禁止等)

第十五条 第十三条第三項の一時金及び支給給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、第十三条第三項の一時金及び支給給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(情報の提供)

第十六条 社会保険庁長官は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第三項の一時金の支給及び同条第四項の保険料の納付に必要なる情報の提供を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条を第十七条とする改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十六条に係る部分に限る。)並びに附則第五条、第七條及び第八條の規定 公布の日

二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 第十三条の改正規定(同条第三項及び第五項に係る部分を除く。) 平成二十年三月一日

四 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十四条に係る部分に限る。)並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 平成二十年四月一日

(支給給付の実施に関する経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている同号に掲げる規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下

「新法」という。)第十四条第一項に規定する特定中国残留邦人等(新法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、新法第十四条第一項の支給給付を行うものとする。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定されている保護施設又は医療機関、介護機関その他厚生労働省令で定める機関(以下「医療機関等」という。)は、新法第十四条第四項(次条第二項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされ、生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定された保護施設又は医療機関等とみなす。

(施行前死亡者の配偶者に対する支給給付の実施)

第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者(以下「施行前死亡者の配偶者」という。)が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該施行前死亡者の配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は新法第十四条第三項の規定により同条第一項の支給給付を受けることとなる配偶者がある場合を除き、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付(以下「支給給付」という。)を行うものとする。

ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。は、この限りでない。

2 新法第十四条第二項及び第四項から第八項まで並びに第十五条の規定は、支給給付について準用する。

3 前項において準用する新法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等)

第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。)又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者(以下「原告」という。)が国の公務員は原告(原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等)を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え、原告が敗訴した場合における上訴を含む。)を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解(訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。)をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

2 租税その他の公課は、前項の規定により原告が受ける経済的利益を標準として、課することができない。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の項の次に次のように加える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成十九年法律第 号)

附則第四条第二項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の七十七の項の次に次のように加える。

七十七の二 厚生労働省

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(日本年金機構法の一部改正)

第八條 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の次に次の一条を加える。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)

第五十一条の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三百三十二條の次に次の一条を加える。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)

第三百三十二條の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八條第二項各号に掲げる期間」を「附則第八條第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」

に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、国民年金保険料の追納等に係る一時金の支給に要する費用として約二百五十二億円及び支援給付の実施に要する費用として平成二十年度において約八十七億円の見込みである。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第二条第一項中「指導の下に」を「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整」を、「第七条の下に」及び第四十七条の二を加え、同条第二項中「入浴、排せつ、食事その他の」を「心身の状況に応じた」に改める。

第七条第二号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。)を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三十九条第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削り、同条第五号を削る。

第四章中第四十五条の前に次の一条を加える。

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

(連携)

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症(介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第八条第十六項に規定する認知症をいう。)であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。
(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第十一号中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、「五年以上ある者」を「四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一条を加える。

九 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを

第三十八条を次のように改める。
(政令及び厚生労働省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に関し必要な事項は政令で、社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十九条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改める。

第四十条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものであるものにおいて三年以上(専攻科において二年以上)必要な知識及び技能

を修得する場合にあつては、二年以上（介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者）

第四十四条を次のように改める。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則第二条を次のように改める。

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

第二条 第四十条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上）必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、一年以上（介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。）

2 前項に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条及び第四条を削る。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（介護福祉士の資格）

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣

の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づき大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に關する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を同項第四号に改める。

附則第二条を附則第十五条とし、附則第一条の次に次の十三条を加える。

（准介護福祉士）

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士（附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。）となる資格を有する。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に關する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

（登録）

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは、准介護福祉士登録簿と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三号各号（第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替へるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者以下（指定登録機関という。）に准介護福祉士の登録の実施に關する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六

条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「附則第五條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第六條 前二條に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二條の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(名称の使用制限)

第七條 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名称を使用してはならない。

(準用)

第八條 第四十四條の二から第四十六條まで、第四十七條第二項及び第四十七條の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四條の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五條及び第四十六條中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七條第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七條の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

(罰則)

第九條 前条において準用する第四十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す

ることができない。

第十條 附則第五條第三項において準用する第十六條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一條 附則第五條第三項において準用する第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四條第三項において準用する第三十二條第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七條の規定に違反した者

第十三條 次の各号のいずれかに該当するとき、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五條第三項において準用する第十七條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 附則第五條第三項において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 附則第五條第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 附則第五條第三項において準用する第二十一条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき

(第三條第四号の規定の適用関係)

第十四條 第三條第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二條第二項」とあるのは、「第四十二條第二項及び附則第四

條第三項」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第四條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

(社会福祉法の一部改正)

第五條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士

(知的障害者福祉法の一部改正)

第六條 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條及び第四條から第六條までの規定並びに附則第八條及び第九條第一項の規定公布の日

二 次條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二條の規定及び附則第三條から第五條までの規定 平成二十一年四月一日

(準備行為)

第二條 第二條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十條第二項第一号及び附則第二條第一項の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行

前においても、第二條の規定による改正後の同法第四十條第三項第一号及び附則第二條第一項の規定の例により行うことができる。

2 第三條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。)第四十條第二項第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号まで及び第五号の規定の例により行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 次の各号のいずれかに該当する者は、第二條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七條の規定にかかわらず、社会福祉士試験を受けることができる。

一 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号のいずれかの要件に該当する者

二 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、同日以後に第二條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目(以下この項において「旧指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する

要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この項において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学修業年限が三年であるものに限り、以下この号及び次号において同じ。）に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

ものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七号の規定にかかわらず、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第十一号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して五年を経過する日までに第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第十号に規定する要件に該当することとなつた者

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日

以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九号の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第七条 この法律の施行の際現に准介護福祉士という名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格

制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号（中）の「介護福祉士の登録」の下に「若しくは同法附則第四条第二項（登録）の准介護福祉士の登録」を加え、同号（中）「介護福祉士」の下に「又は准介護福祉士」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第八十五号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。

平成十九年十一月二十日印刷

平成十九年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K